

特定非営利活動法人ゆーとぴあネット利用規約 (平成20年5月改定)

第1条 (趣旨)

この規約は、特定非営利活動法人ゆーとぴあネット(以後ゆーとぴあネットという)のネットワーク運用および利用について必要な事項を定める。

第2条 (入会手続き)

ゆーとぴあネットを利用しようとする者は、ゆーとぴあネットが定める入会申込書に下記の必要事項を記入し、利用規約を読後、利用同意書に署名しなければならない。

申請年月日および利用開始時期

団体名および企業名。個人の場合は氏名

代表者氏名 (団体および企業の場合)

保護者氏名 (申請者が未成年の場合)

所在地

電話番号

部署および勤務先 (団体および企業の場合は担当部署、個人の場合は勤務先)

勤務先電話番号 (個人の場合)

生年月日

利用するサービス内容 (ダイヤルアップ、フレッツ、ウィルスチェックサービス等)

希望メールアドレス(ユーザーID)

利用料金の支払い方法

インターネットを利用するパソコンの機種とOS等に関する情報

ゆーとぴあネットが入会を認めた時は、入会承認書およびユーザー名パスワード登録通知書等、接続に必要な情報を記載した書類を、入会者へ送付、通知するものとする。(入会者を以後、会員という)

送付先は、ゆーとぴあネットが認める特別な理由がない限り、入会申込書へ記載された住所へ送付する。

また、手渡しの場合においては、ゆーとぴあネットは公的証明書類等(免許証等)で本人確認を実施する。

専用線の契約については、サービスの性質から、入会申込書のほかに、別途契約書を定める。

第3条 (変更手続き)

会員は入会后、届出の内容に変更があったときは、速やかにその旨をゆーとぴあネットへ申告し、変更の届出を行わなければならない。

その際、ゆーとぴあネットが定める各種変更届書に変更の内容を記入する。

第4条 (退会手続き)

会員が退会する場合は、ゆーとぴあネットは退会届書をもってのみ退会手続きを行う。また、会員は退会しようとする1ヶ月前までに退会届書に記入の上、ゆーとぴあネットへ提出しなければならない。ゆーとぴあネットが退会と認めた時は、すみやかにその旨を会員へ通知する。

第5条 (届出内容の正当性)

入会申込書をはじめとする各種届出書に、虚偽の内容を記載してはならない。また、記載された内容に意図的な虚偽の事実が認められたときは、ゆーとぴあネットは事前通告なく、その会員に対し、すべてのサービスを凍結することができる。

■ インターネット接続および各種提供サービスに関わる部分

第6条（利用者の範囲）

ゆーとぴあネットに接続できる者(以後ユーザーという)は、ゆーとぴあネット会員として会費(利用料等)を滞りなく納入している者に限られる。ただし、納入している者においても、ゆーとぴあネットが運営または接続に支障をきたす可能性がある、あるいは支障をきたしていると判断した時は、そのユーザーに対し、警告またはサービスを停止することができる。

第7条（サービス品目）

ゆーとぴあネットはすべてのユーザーに対し、次のサービスを提供する。

インターネット接続およびゆーとぴあネットが保有するユーザー向けサーバーへの接続サービス。

また、それに関わる設備を利用する権利。

前号に関わる付帯(オプション)サービス。

賃貸による、ホームページ開設に必要な領域レンタル(ディレクトリレンタル)サービス。

オリジナルドメイン稼働サービス。

理事会で承認されたその他サービス。

第8条（ゆーとぴあネットへの接続要件）

ユーザーはサービスを受けるにあたり、ゆーとぴあネットが指定する各種接続要件を満たさなければならない。

また、ゆーとぴあネットへ接続するための機器あるいは通信費等については、ユーザーが負担するものとする。

ユーザーは接続時、ゆーとぴあネットのサービス、設備、および運営に支障を与えないよう配慮しなければならない。

第9条（賃貸によるホームページ領域レンタル(ディレクトリレンタル/CGI含む) サービス に関する要件）

ホームページデータ(CGI データを含む)をはじめ、サーバーへ格納するデータの作成、管理はすべてユーザー自身がこれを行う。作成したデータはユーザーが自ら、ネットワークを利用してサーバーへ転送しなければならない。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

また、法律違反あるいは公序良俗に反するデータをサーバーへ転送し、公開してはならない。該当するデータがあった場合、ゆーとぴあネットはそのユーザーに対し、警告あるいはデータの削除依頼、サービスの停止を行うことができる。

ゆーとぴあネットは、サーバーに障害を与える可能性があるデータを転送・格納することを許可しない。

万が一障害を与え、サービスに支障が発生した場合は、ユーザーはゆーとぴあネットに対し、相当分の賠償責任を負う。

レンタル容量は初期割り当て時、WWW サーバー50MB、CGI サーバー20MB まで無償で提供する。以降、領域を拡張する場合は、第12条で規定した利用料を適用する。

第10条（サービスの運用）

ゆーとぴあネットはユーザーの通信の秘密を侵さない。

ゆーとぴあネットは、運営上知りえたユーザーの秘密情報を第三者へ漏洩させてはならない。

ゆーとぴあネットは、提供しているすべてのサービスに対する安定性を確保するよう努めなければならない。

ゆーとぴあネットは、非常事態が発生または発生する可能性があるとき、あるいは公共の利益を優先するため、その利用を制限する場合がある。

ゆーとぴあネットは、自サービスを介してユーザーへ提供されるすべての情報に対して、その品質を保証しない。

ゆーとぴあネットは設備等のメンテナンスあるいは工事等のため、サービスを停止する場合がある。

ゆーとぴあネットは運営上、障害が発生あるいは緊急事態が発生した場合など、やむを得ない場合は予告なくサービスを停止することができる。

ゆーとぴあネットはサービスの運営上、必要であると判断した時、通信の伝送帯域や速度を制限することがある。

第11条（禁止行為）

ゆーとぴあネットのすべてのユーザーに対し、以下に掲げる行為を禁止する。

ゆーとぴあネットが定める定款および規約に反する行為

公序良俗に反する行為

通信を妨害する行為

著作権を侵害する行為

他者を誹謗中傷する行為または、他者に不快を与える行為

相互接続するネットワークの規約に反する行為

ゆーとぴあネットあるいは、他のユーザーに対し、不利益を与える行為

ダイヤルアップおよびフレッツサービスにおいて、1 契約で 2 箇所以上から接続する行為

その他法律を侵す行為

無線接続(ワイヤレス LAN 等)において、特別な理由がないにも関わらず、パスワード等、セキュリティを設定しない

あるいは、管理者の許可・管理なく不特定多数が利用できる環境を提供する行為

第12条（利用料に関する条項）

ゆーとぴあネットの利用料は次の通りとする。

■ インターネット接続サービス（月額利用料）

● ダイヤルアップ接続	980 円(消費税込み 1,029 円)	
● フレッツ ISDN/フレッツ ADSL	980 円(消費税込み 1,029 円)	
● TOHK ADSL	2,980 円(消費税込み 3,129 円)	モデムレンタル料等含む
● B フレッツ	1,530 円(消費税込み 1,607 円)	
● 光アクセス専用線	20,000 円(消費税込み 21,000 円) 40,000 円(消費税込み 42,000 円)	提供帯域:1Mbps 提供帯域:2Mbps ※ 3Mbps 以上については別途定める
● 無線接続	50,000 円(消費税込み 52,500 円)	

■ 付帯(オプション)サービス

● 追加メールアドレス	200 円(消費税込み 210 円)(月額)	2 個以上より適用
● ウィルスチェックサービス	200 円(消費税込み 210 円)(月額)	
● 迷惑メールフィルタリング	200 円(消費税込み 210 円)(月額)	
● メール転送サービス	無料	他アドレスへメールを転送
● Web 領域拡張	2,000 円(消費税込み 2,100 円)(年額)	50MB まで無料。それ以上 5MB 拡張ごと
● CGI サービス	無料	

- ユーザーID 変更(アドレス変更) 300 円(消費税込み 315 円) 1 回変更につき

■ オリジナルドメイン運用サービス

- バーチャルドメインサービス 3,500 円(消費税込み 3,675 円)(月額) オリジナルドメインでホームページ公開可能。
メールアドレス 1 個付属。
- バーチャルメールサービス 2,000 円(消費税込み 2,100 円)(月額) オリジナルドメインでメールアドレス公開可能。
メールアドレス 50 個まで利用可能。
- ドメイン運用環境設定費 5,000 円(消費税込み 5,250 円)(初回) ドメイン稼働環境の構築。
- ドメイン取得費用(JP ドメイン系) 8,000 円(消費税込み 8,400 円)(初回)
- ドメイン取得費用(.com、.net 系) 5,000 円(消費税込み 5,250 円)(初回)

- ホスティングサービス 8,500 円(消費税込み 8,925 円)(月額) 登録メールアドレス数無制限。
ホームページ公開可能。

ゆーとぴあネットが必要と認めたとき、前項の利用料を改定することができる。ただし、改定の際は理事会の承認を得なくてはならない。

第 13 条 (会費の支払いに関する条項)

ゆーとぴあネットはユーザーに対し、第 12 条に規定する利用料金の総額を請求する。

利用料金の請求を受けたユーザーは、ゆーとぴあネットが定める支払い日までに、すみやかに支払いをしなければならない。

ユーザーは支払い時、入会時に記載した方法にて支払う。

ユーザーは支払い方法に変更が生じた時、すみやかにゆーとぴあネットに届出をしなければならない。

支払いに生じる手数料等はユーザーの負担とする。

ユーザーは月の途中から利用を開始する場合であっても、その月の利用料を支払わなければならない。

また、退会する場合についても、これを準用する。

ゆーとぴあネットが指定する支払期限日までに利用料金の支払いがない場合、ユーザーは支払期限の月から次の支払いの月までの料金に、年率 14.5%の割合で計算された金額を延滞損害金として、ゆーとぴあネットが定める支払期限日までに利用料金とあわせて支払うものとする。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではない。

第 14 条 (最低契約期間)

ユーザーの最低契約期間は 1 ヶ月とする。ただし、専用線の最低契約期間は 1 年とする。

第 15 条 (利用の停止)

ゆーとぴあネットは、以下のいずれかに該当すると判断したとき、ゆーとぴあネットはユーザーへの事前通知なく、そのユーザーの接続あるいは利用を停止または解除することができる。接続を停止または解除した時、ゆーとぴあネットはサーバー内も含め、そのユーザーが保持するすべての接続環境、データを一切保証しない。

支払い期日経過後、利用料金を 1 ヶ月滞納した者

本規定に違反している者

第16条（個人情報保護）

ゆーとぴあネットは以下の保護ポリシーを掲げ、情報保護に努める。

■ ゆーとぴあネットにおける個人情報の範囲

ゆーとぴあネットでの『個人情報』とは、名前、E-mail アドレス、電話番号、住所、ユーザー名、パスワード、ユーザーが入会時に記入した情報および個人が識別できる情報をいう。

■ 個人情報の扱い

ユーザーより記載された情報書類等は、施錠できる場所に保管し、業務を遂行するにあたり必要な理由がある場合のみ事務担当者に限って閲覧を認める。第三者への閲覧はどんな理由があろうとこれを許可しない。

■ 個人情報の開示

ゆーとぴあネットはいかなる理由があろうと、民間企業および個人に対し、ユーザーの情報を一切開示しない。ただし、警察・消防・司法などの機関より、捜査等の理由で照会事項が発生した場合はその限りではない。

ゆーとぴあネットは、ユーザーより情報管理についての照会等があった場合、すみやかに回答しなくてはならない。

第17条（責任）

ゆーとぴあネットを利用して行う通信は、すべてユーザーの責任において行わなければならない。ユーザーの過失で発生したユーザー自身の不利益に対し、ゆーとぴあネットはこれを一切保証しない。また、ゆーとぴあネットはユーザーに対し、安定したサービス提供ができるよう最大限努めなければならない。

また、ゆーとぴあネットは、当ネットに起因する障害などによりサービスの提供をしなかったとき、もしくはインターネット接続サービスがまったく利用できない状態となったときは、ゆーとぴあネットが障害を知りえた時刻から起算して、24時間以上その状態が続いたときに限りサービス利用契約者に損害を賠償する。賠償は第12条に掲げる利用料を根拠とし、24時間ごと(以後24時間の倍数)に日数を計算し、その契約者の月額利用料の合計から算出の上、その日数分の金額の返還をもって賠償とする。

第18条（免責）

ゆーとぴあネットは、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあって、インターネット接続サービス利用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しない。

第19条（雑則）

本規約に定めるものの他、必要な事項については別途定める。本規約は平成20年5月14日より施行する。